

報道発表資料の配付日時 10月25日(水) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度 北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p style="text-align: center;">【ポイント】</p> <p>「第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、計画の推進に向けて、国等の関係機関・団体や有識者で構成する懇談会を開催し、広くご意見を伺うことにより、犯罪被害者等支援施策の効果的な推進等を図るものです。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日時： 令和5年10月31日(火) 15:30~17:00 ・ 場所： かでる2・7 10階 1050会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目) ・ 道の出席者： 暮らし安全局長 (予定) <p>【議事】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本計画に基づく推進状況について (2) その他 		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	懇談会は公開で行います。 傍聴は10月27日(金)までに申込みをお願いいたします [申込先] 電話 011-231-4111 (内線24-178) FAX 011-232-4820		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	環境生活部暮らし安全局道民生活課 (担当者：主幹 黒田 勝巳) 電話 011-206-6148 内線 24-153 公用スマホ 011-585-6102 内線 30494		
-------------	---	--	--

北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会開催要領

1 目的

「第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画（R3.4）」を効果的・効率的に推進するため、国等の関係機関・団体や有識者で構成する北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催し、広く意見を求めることにより、毎年度、計画に位置付けた施策の実施状況をとりまとめ、必要に応じて改善等を図るもの。

2 議題

懇談会の議題は、次のとおりとする。

- （1）北海道犯罪被害者等支援基本計画の施策の実施状況等について
- （2）計画の推進について
- （3）その他、犯罪被害者等支援に関する事項

3 構成

懇談会の構成は、別紙のとおりとする。

4 運営

- （1）懇談会は、必要に応じて環境生活部長が招集し、主催する。
- （2）必要に応じて懇談会に座長を置き、環境生活部長が指名する。
- （3）環境生活部長が特に必要と認めるときは、構成員以外の者に懇談会の出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 その他

- （1）懇談会の事務局は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。
- （2）懇談会は公開で開催する。
- （3）この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が定める。

附則 この要領は、令和4年8月10日から施行する。

区 分	団 体 名 等
被害者相談	(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室
被害者相談	北海道臨床心理士会
法曹・被害者相談	北海道弁護士会連合会 犯罪被害者支援委員会
被害者団体	北海道交通事故被害者の会
医 療	(一社)北海道医師会
学識経験者	犯罪被害者等支援施策に精通した大学教授等
行 政	北海道市長会
行 政	北海道町村会
行政／相談	札幌高等検察庁犯罪被害者等支援対策室
行政／相談	北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室